

令和7年度(2025年度)
第3回 熊本市障がい者自立支援協議会

地域生活支援拠点等の整備 (進捗報告・意見交換)

令和8年(2026年)2月13日(金)


熊本市 障がい福祉課

1. 地域生活支援拠点等とは？

【基本的な目的と背景】

- ▶ 障がい者の「重度化・高齢化」や親亡き後の生活も視野に入れ、緊急時の支援や施設や病院等からの地域移行の仕組みを確保する体制を整えるための「場」および「体制」のこと。
- ▶ 令和6年(2024年)4月の障害者総合支援法改正により法定化され、市町村には整備の努力義務が課された。

【拠点到求められる5つの機能】

	機能	内容	取り組み状況	ページ
1	相談機能	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能	主に障がい者相談支援センターで実施	P5
2	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	主に障がい者相談支援センターで実施	P5
3	専門的人材の確保・養成	専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能	様々な場面で研修を実施	P6
4	緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能		P7
5	体験の機会・場の確保	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用 や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能		P13

熊本市障がい者生活プラン(R6-9年度)

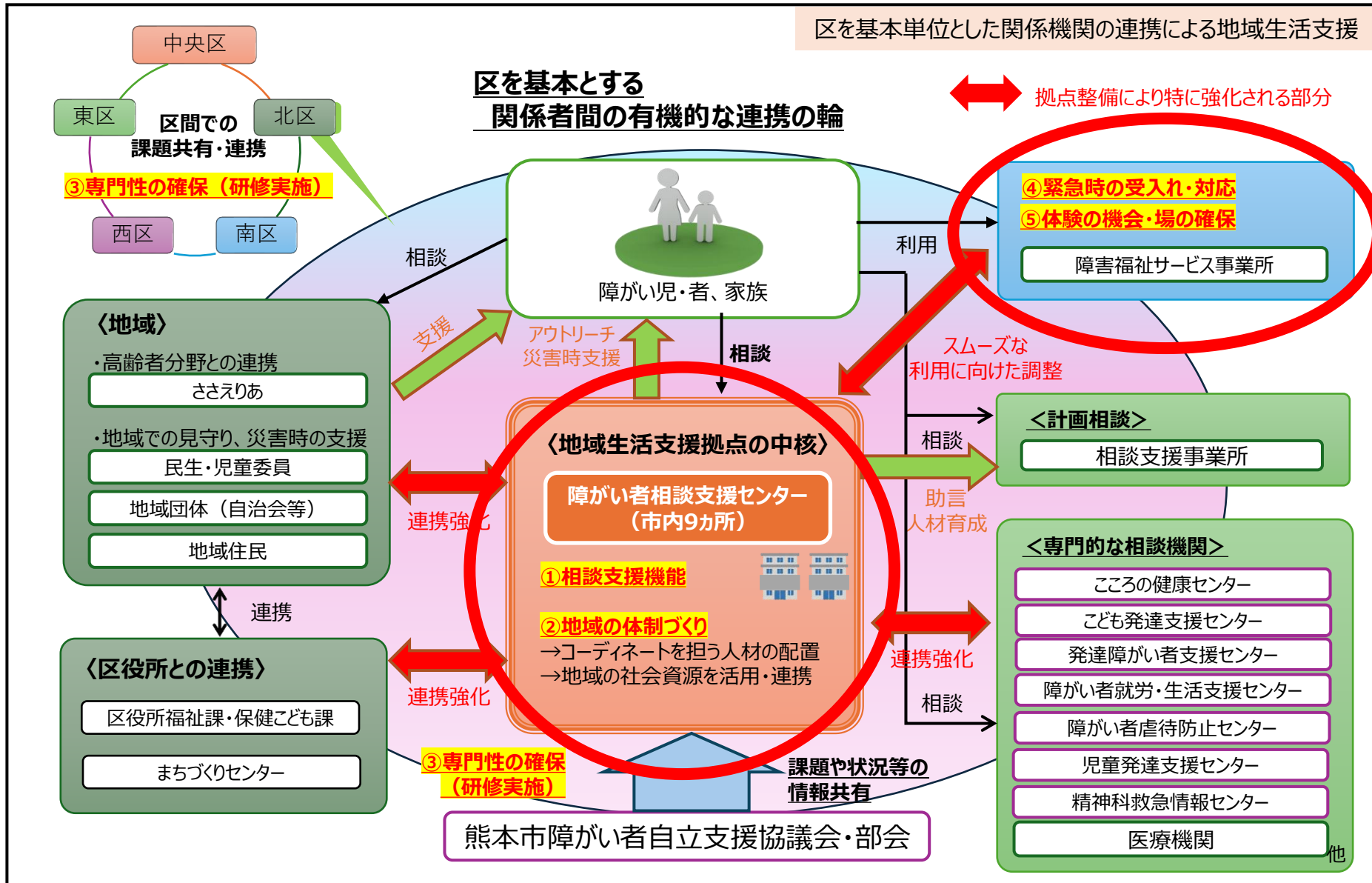
障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用した居住支援の機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の充実に取り組みます。

第7期熊本市障がい福祉計画(R6-8年度)

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

2. 熊本市の整備イメージ図



3. 拠点に求められる5つの機能の現状(相談・地域の体制づくり)

(1)相談

国が示す機能

常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能

取り組み状況

- ①障がい者相談支援センターの設置(H27年度～)
- ②同センターに相談支援機能強化員を配置し、専門性を確保(H27年度～)
- ③同センターを基幹相談支援センターに位置付ける(R3年度～)
 - ・地域における困難ケースへの対応や、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う

(2)地域の体制づくり

国が示す機能

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

取り組み状況

- ①障がい者相談支援センターに地域支援員を1名ずつ配置(R3年度～)
- ②同センターで地域支援事業を実施し、関係機関間のネットワークづくりを行う。(R3年度～)
- ③地域における社会資源を整理し、見える化を図る
(地域支援事業)
 - ・地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携
 - ・アウトリーチの実施、社会資源の情報収集や共有化、開発等
 - ・地域における障がい者等への理解促進、災害時における障がい者等の支援体制の構築
- ④(仮称)暮らしを考える会の検討
 - ・区単位でモデル的に実施することを検討し、地域の特性を踏まえた議論を進める。

3. 拠点に求められる5つの機能の現状(専門的人材の確保・養成)

(3) 専門的人材 の確保・養成

国が示す機能

専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能

取り組み状況

①市内の相談支援専門員のスキルアップ

- ・障がい者相談支援センターの役割として、市内の相談支援専門員に対する研修やネットワーク会議等を通じて、専門的な知識を向上させ、スキルアップにつなげる
- ・地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う主任専門相談員の配置を増やす

②医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・医療的ケア児の支援に必要な知識を有する人材の育成(養成研修等)に取り組み、障がい者相談支援センターにコーディネーターの配置を行う

③児童発達支援センター機能強化事業

- ・障害児通所支援事業所の職員に対する研修等を実施し、スキルアップに繋げる

④その他

- ・障がい者自立支援協議会の各専門部会において、研修やグループワークなどを実施し、障がいのある方を支援する者のスキルアップを図る

3. 拠点に求められる5つの機能の現状(緊急時の受け入れ・対応)

(4) 緊急時の受け入れ・対応

国が示す機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

取り組み状況

虐待対応時の一時避難や介護者の急病時など、緊急の受け入れ先を探す際には、職員が個別に一件一件施設へ確認するなど、非効率な対応を行っている状況。緊急時に備えた平時からの体制整備および緊急時の対応をシステム化し、迅速かつ確実に受け入れ先を確保できる仕組みを構築する必要ため、以下の点について検討。

①緊急時に備えた平時からの体制整備の検討(事前登録) → P8

②緊急時に備えた協力施設(事業所)のリスト化(見える化) → P9

③緊急時の対応における対応手順の整理(フロー図) → P12

①緊急時に備えた平時からの体制整備の検討(事前登録)

想定される利用者の把握(緊急時を“緊急”にしない取り組み)

- ・8050問題など、介護者が入院する等して、看護できるものがいなくなった場合などに備えて、以下の事前登録シートを活用し、支援が必要な方の情報を把握する。
- ・ささえりあや民生委員をはじめとする地域住民からの事前の情報提供や基幹相談支援センターに配布済みの個別避難計画の要支援者名簿を活用し、できる限り緊急事案に発展する恐れのある方を事前把握することで、緊急事態を想定内にでき、対応を事前に関係者で確認しておくことが可能となる。

案

熊本市障がい者緊急時対応における受付票(案)

相談年月日		2028年1月28日		対応者		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
相談者	(ふりがな)			電話番号			
	氏名			受付方法		<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 その他()	
	住所または所属機関名			本人との関係		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄: <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他()	
【世帯状況】 家族状況(ジェノグラム)							
【養親者の状況】							
氏名				年齢		職	
続柄		<input type="checkbox"/> 親() <input type="checkbox"/> きょうだい()		<input type="checkbox"/> 子() <input type="checkbox"/> 子の配偶者()		<input type="checkbox"/> その他()	
連絡先		電話番号		職業			
その他特記事項							
【本人の状況】							
(ふりがな)		年齢		電話番号			
氏名		生年月日		昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日		性別	
現住所				住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 異			
居 所		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院() <input type="checkbox"/> 施設() <input type="checkbox"/> その他()		利用者サービス		<input type="checkbox"/> 有(短期入所) <input type="checkbox"/> 有(その他:) <input type="checkbox"/> 無 短期入所支給決定者の場合、振り回数: <input type="checkbox"/> 有()日 <input type="checkbox"/> 無	
その他サービス		<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無		相談支援事業所			
【主訴・相談の概要】							
相談内容				具体的などのような支援を必要と			
<p>様式や受付窓口、管理方法など課題あり。 区や基幹相談支援センター等と協議を行い検討する。</p>							
主障害		<input type="checkbox"/> 身体障害() <input type="checkbox"/> 知的障害() <input type="checkbox"/> 精神障害()		情報源		<input type="checkbox"/> 関係者() から聞いた <input type="checkbox"/> その他()	
障害者手帳		<input type="checkbox"/> 有(種類: 等級:) <input type="checkbox"/> 無		その他特記事項:			
経済状況				生活保護受給		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【本人の意向など】 ※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む							

②緊急時に備えた協力施設(事業所)のリスト化(見える化)

入所施設やグループホーム(共同生活援助事業所)を対象にアンケート調査を実施(R7.9.19～R7.10.3)
(主なアンケート結果)

①回答施設数:72施設

- ・入所施設:13施設中6施設(回答率:46%)
- ・共同生活援助事業所:103施設中66施設(回答率:64%)

②緊急時の受け入れの可否

- ・可能:15施設
- ・条件付きで可能:30件(施設のルールを守れる方、他害的な行為、飛び出しがない方 など)

③体験利用の受け入れの可否

- ・可能:30施設
- ・条件付きで可能:23施設(他害的な行為、飛び出しがない方、入居見込みがある方 など)

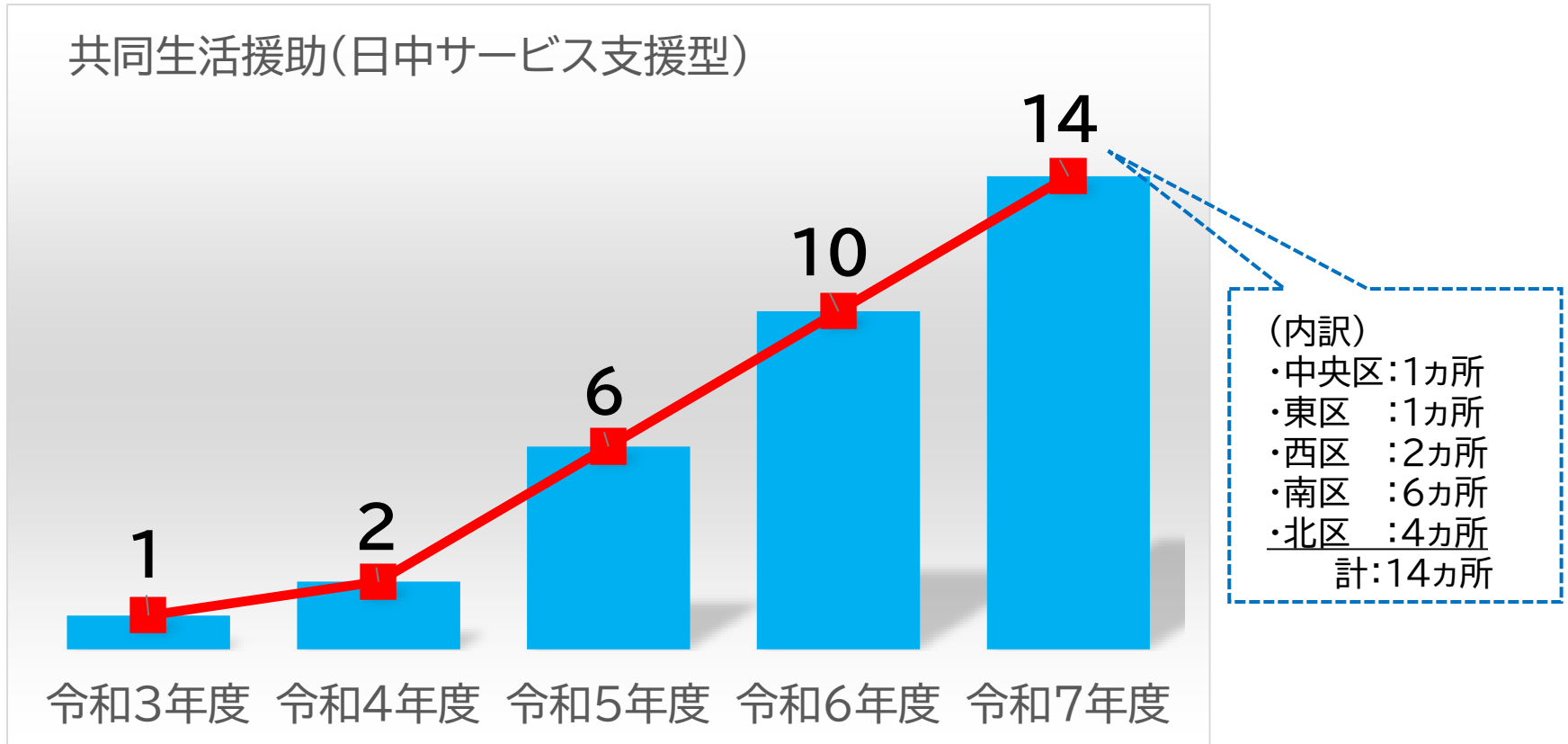
(今後の方針)

- ・短期入所を持つ障害者支援施設やGH(日中サービス支援型)を中心に、地域生活支援拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」を担う事業所として募集し、リスト化する(市ホームページに掲載)。
⇒拠点等であることを要件とする各種加算の認定を検討。

拠点機能事業所一覧

	事業所名	所在地	電話番号	運営法人・団体等	サービス等 (事業所番号)	担う機能				
						相談	地域づくり	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場の提供	専門的人材の確保・養成
1	(例) 障がい者相談支援 センター〇〇〇	熊本市〇区〇-〇	〇-〇-〇	社会福祉法人 〇〇	基幹相談支援 センター	○	○			○
2	グループホーム 〇〇〇〇				日中サービス支 援型グループ ホーム			○	○	
3	〇〇病院							○		
4	障害者支援施設 〇〇〇〇							○	○	
5										

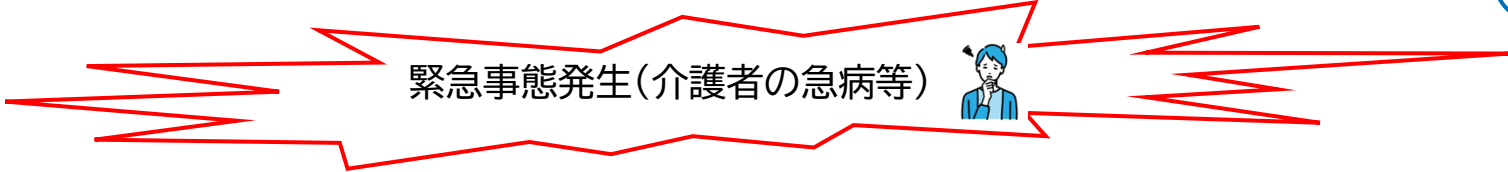
(参考) 共同生活援助(日中サービス支援型)事業所数の推移(R8.2.1現在)



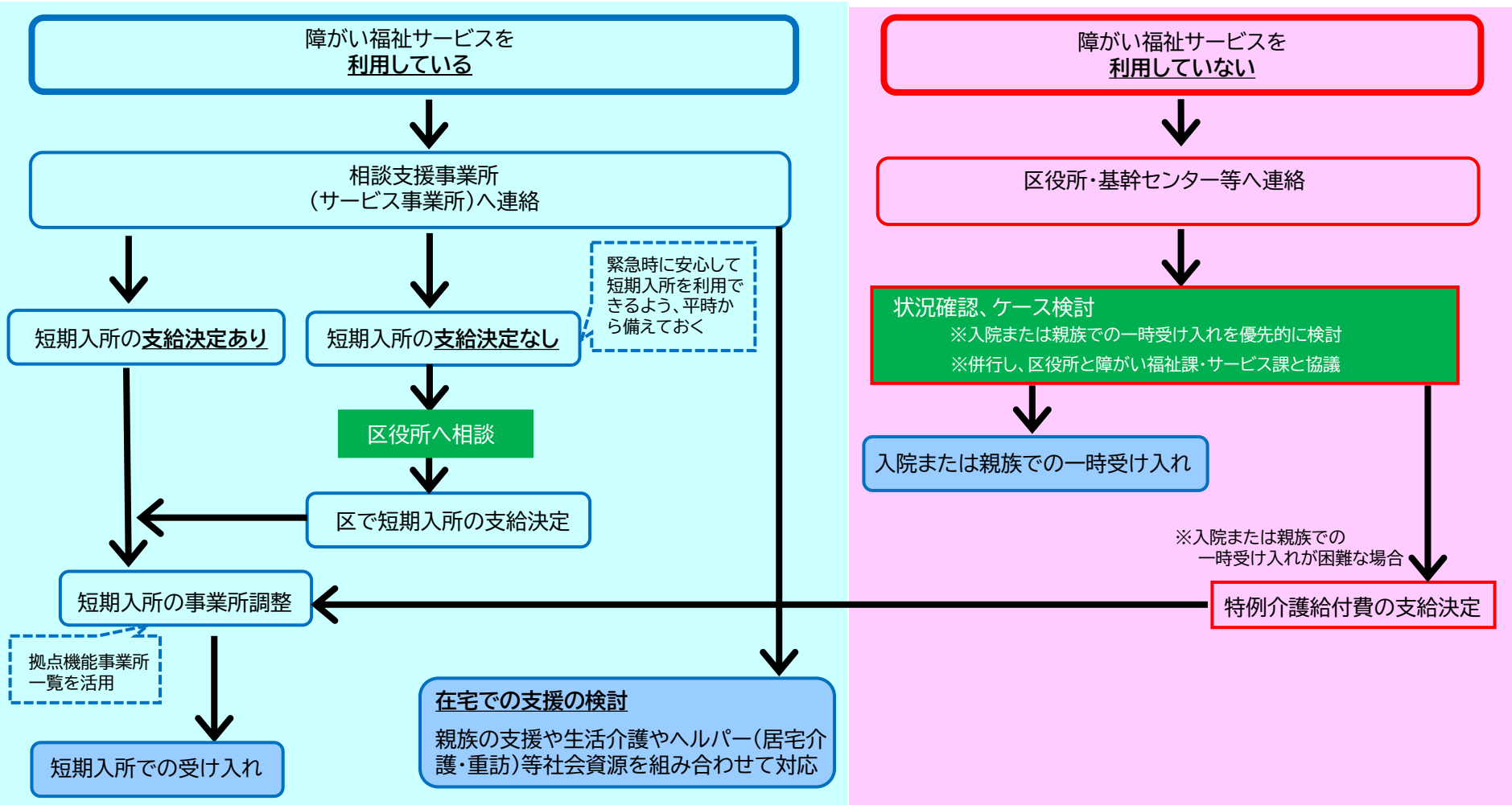
※年間およそ4カ所程度の開設が続いており、令和4年度と比較すると、7倍の増加↑

※一方で、南区・北区に比べて中央区・東区・西区では事業所数が少ない状況にあるため、地域間のバランスを図りつつ、今後も充実に向けて計画的に施設整備を進める必要がある

③緊急時の対応における流れの整理(フロー図)



緊急事態発生(介護者の急病等)



… 緊急時の対応終結(今後、出口支援を検討)

(5) 体験の機会・場の確保

国が示す機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

取り組み状況

①GHの空き情報の見える化を図り、関係機関で情報把握できる環境を整える →P14

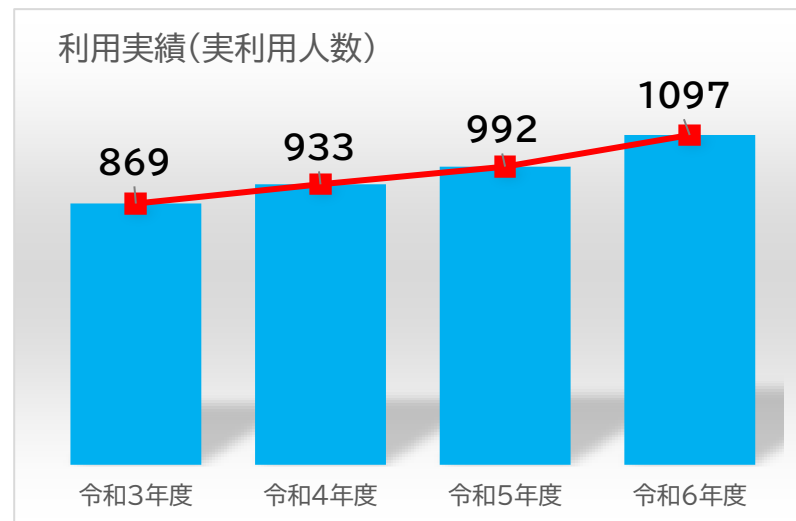
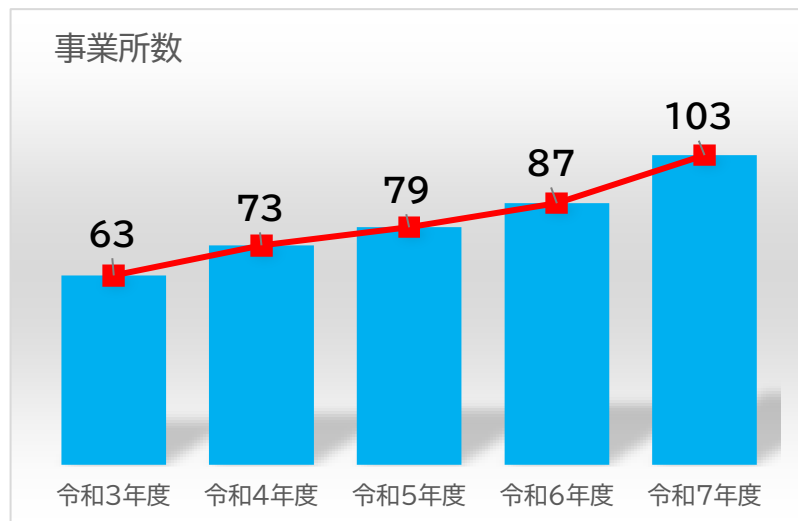
- ・住まいプラグ(KP5000)の登録促進と情報環境の整備
- ・相談支援部会における住まいプラグ利用促進および体験利用促進の取組

②体験の機会・場の確保 →P15

- ・グループホーム交流会の開催
- ・相談支援部会における地域に就労体験の場を確保するための取組み

①GHの空き情報の見える化を図り、関係機関で情報把握できる環境を整える

共同生活援助(グループホーム)の実利用人数と事業所数の推移



事業所数および実利用人数は、近年着実に増加している。
今後も体験の機会・場の確保に向け、以下の取組を継続して進めていく。

・住まいプラグ(KP5000)の登録促進と情報環境の整備

情報発信サイト「住まいプラグ(KP5000)」の活用を推進するとともに、グループホームへの説明会等を実施し、登録数の拡大を図る。これにより、関係機関が空き情報を把握しやすい環境を整備する。

・相談支援部会における住まいプラグ利用促進および体験利用促進の取組

相談支援部会を通じて、相談支援専門員に対し住まいプラグの活用促進を働きかけ、情報共有の強化を図る。また、平時からの備えの重要性を共有し、緊急時に備えた計画の作成等について相談支援専門員へ働きかけを行う。

②体験の機会・場の確保

・グループホーム交流会の開催

①R7.9.17 令和7年度第1回 参加人数:42名

「虐待状況の報告」、「熊本市における地域生活支援拠点整備」「支援者のケア」について講義を実施。

「支援者のケア」では、九州ルーテル学院大学の西章男先生をお招きし、日ごろの支援の在り方や虐待を未然に防ぐための心のケアについてのグループワークも実施。

② R8.1.14 令和7年度第2回 参加人数:60名

「地域連携推進会議」をテーマに実施。本市より制度についての説明後、実際に「地域連携推進会議」を行った3事業所から報告をいただき、グループワークを実施。

※地域連携推進会議とは・・・

施設と地域の連携を推進し、事業所運営に活かしていく取り組み。**令和7年度から年1回以上の開催が義務化。**

(目的)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ①利用者と地域との関係づくり | (つながる) |
| ②地域の人への施設等や利用者への理解の促進 | (知ってもらう) |
| ③施設・サービスの透明性・質の確保 | (質を守る) |
| ④利用者の権利擁護 | (利用者の意見を取り入れる) |

・相談支援部会における地域に就労体験の場を確保するための取り組み

- ・関係団体にヒアリングを行い、実情を共有し内容を検討。
- ・就労部会及び熊本障害者就業・生活支援センター縁と意見交換を実施。

⇒部会間の連携を強化し、多様な就労体験の場の確保につなげていく